

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第24号

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正に伴う関係規則の整理に関する
規則

次に掲げる規則の規定中「第5条」を「第7条」に改める。

- (1) 瀬戸市表彰審査委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第21号）
第1条
- (2) 瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第2
2号）第1条
- (3) 瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則（平成25年瀬
戸市規則第31号）第1条
- (4) 瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第2
8号）第1条
- (5) 瀬戸市保育事故検証委員会運営規則（平成26年瀬戸市規則第1
7号）第1条
- (6) 瀬戸市障害者地域自立支援委員会運営規則（平成29年瀬戸市規則
第21号）第1条
- (7) 瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則（平
成25年瀬戸市規則第23号）第1条
- (8) 瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画評価委員会運営規則（令
和元年瀬戸市規則第8号）第1条
- (9) 瀬戸市老人ホーム入所判定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則

第 25 号) 第 1 条

- (10) 瀬戸市地域包括支援センター運営協議会運営規則（平成 25 年瀬戸市規則第 24 号）第 1 条
- (11) 瀬戸市介護保険地域密着型サービス運営委員会運営規則（平成 25 年瀬戸市規則第 26 号）第 1 条
- (12) 瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備に係る事業者選定委員会運営規則（平成 25 年瀬戸市規則第 27 号）第 1 条
- (13) 瀬戸市水道事業経営審議会運営規則（令和 4 年瀬戸市規則第 21 号）第 1 条
- (14) 瀬戸市下水道事業経営審議会運営規則（令和 4 年瀬戸市規則第 23 号）第 1 条

附 則

この規則は、公布の日から施行する。